

船員法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 医師を乗り組ませる船舶の適用除外の認定
- ② 手続き根拠 : 船員法第82条ただし書
- ③ 手続対象者 : 国内各港間を航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行う場合若しくはやむを得ない事由がある場合の船舶の船舶所有者。
- ④ 提出時期 : 許可を受けようとするするとき。
- ⑤ 提出方法 : 運輸局にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 運輸局にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 運輸局にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先
 - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
 - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
 - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
 - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
 - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
 - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
 - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
 - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第4条
- ② 標準処理期間 : 3日（経由機関がある場合は12日）
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による

認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 (所在地)
(名称及び代表者名) 印

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第1条第1項かっ
こ書の規定に基づき、医師を乗り組ませる船舶の適用除外の認定を受
けたいので申請します。

1. 認定を受けようとする船舶

船 名

船舶番号

総トン数

航行区域

用 途

航 路

寄 港 地

2. 認定を受けようとする理由